

【平成 30 年度税制改正大綱が発表されました】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。税務第二部の附田です。昨年の 12 月に平成 30 年度税制改正大綱が与党より発表されました。今回はこの中から注目すべき改正項目を取り上げたいと思います。1・2 ページの北岡のコラムでも触れており、重複する部分もご紹介いたします。



◇個人所得課税の改正◇

- ① 給与所得控除額が平成 32 年度から一律 **10 万円引き下げられます**。合わせて給与所得控除額の上限額が適用される収入金額が **1,000 万円から 850 万円**に、給与所得控除額の上限額が **220 万円から 195 万円**に引き下げられることになりました。
- ② 公的年金等控除額が平成 32 年度から一律 **10 万円引き下げられます**。
- ③ 現行の基礎控除額 **38 万円**が平成 32 年度から **48 万円**に引き上げられます。なお、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできません。
- ④ 青色申告特別控除額が平成 32 年度から**原則 65 万円から 55 万円に引き下げられ**、下記**いずれかの要件**を満たした場合にのみ、これまで通りの **65 万円控除**を受けることができます。
 - 「国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の定めに従い、仕訳帳及び総勘定元帳等について**電磁的記録の備付、保存**を行っている。
 - 所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を**電子情報処理組織 (e-Tax)** を使用して行っている。
- ⑤ 人的控除**基準額**が、給与所得控除額及び基礎控除額の改正に伴い平成 32 年度より改正になります。配偶者控除は 38 万円以下から 48 万円以下、配偶者特別控除は 38 万円超 123 万円以下から 48 万円超 133 万円以下、扶養控除は 38 万円以下から 48 万円以下、勤労学生控除は 65 万円以下から 75 万円以下になります。

◇所得拡大促進税制の改正◇ ～法人所得税課税の改正(中小企業対象・大法人は別途要件あり)～

- ① 前年度より**給与総額が増加**し、平均給与支給額が前年度より **1.5%以上増加**した場合に、前年度より増加した給与支給額の **15%**を法人税から控除できる制度です。さらに、平均給与支給額が前年度より **2.5%以上増加**し、かつ、下記のいずれかを満たした場合に前年度より増加した給与支給額の **25%**を法人税から控除することができます。※控除額は法人税の **20%**が限度です。
 - 教育訓練費の額が前年度より **10%以上増加**している。
 - 中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が**確実に**行われている。上記改正は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

◇小規模宅地等の特例の見直し◇ ～資産課税の改正～

- ① 小規模宅地の特例とは、亡くなった人の自宅の土地を同居していた家族が相続した場合にその土地の評価額が **8 割減**される制度です。また配偶者や同居親族がいなく、相続人が相続前 3 年以内に本人又は配偶者が所有する家屋に住んだことがない場合にもこの制度を適用することができました。今回の改正により、「相続開始前 3 年以内に、その者の **3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人**が所有する**国内にある家屋に居住したことがある者**」及び「**相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有したことがある者**」については**特例対象者から除外**されることになりました。上記改正は平成 30 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

以上、平成 30 年度税制改正大綱から抜粋して、何点か取り上げてみました。他の税制改正大綱項目を含め、詳細をお知りになりたい方は弊社担当者までお尋ね下さい。

(税務第二部／附田 茂樹)